

平成２８年度第１回山縣市公共交通会議 次第

日 時 平成２８年６月２７日（月）午前１１時～

場 所 山縣市役所３階 大会議室

委嘱状交付

開会

会長挨拶

報告事項

- １ 本会議設置要綱について
資料 P.2～8
- ２ 会長、副会長及び監事の指名について
資料 P.9
- ３ 前回からの経過報告

- ４ 平成２７年度決算について
資料 P.10

協議事項

- １ 平成２８年度予算について
資料 P.11

- ２ 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
資料 P.12～27

- ３ その他

閉会

平成28年度第1回 山県市公共交通会議 配席表

平成28年6月27日(月) 午前11時～
山県市役所 大会議室

ステージ

山県市社会福祉協議会
会長
丹羽 英之

副市長
宇野 邦朗

関西大学環境都市工
学部都市システム工
学科教授
秋山 孝正

副会長 会長 副会長

山県市自治会連合会
会長
田上 隆

山県市自治会連合会
副会長
高橋 信夫

山県市自治会連合会
副会長
山口 徳男

山県市老人クラブ連合会
女性部長
佐野 絹代

山県市交通安全女性連絡協
議会長
恩田 節子

山県市PTA連合会
会員代表
三島 由望

山県警察署交通課長
代理 廣川 公一

山県市建設課長
長野 裕

中部運輸局岐阜運輸支局
首席運輸企画専門官
代理 二輪 昭宏

岐阜乗合自動車
労働組合執行委員長
鷺見 高志

岐阜県都市建築部
公共交通課長
代理 中島 良

岐阜土木事務所
施設管理課長
早崎 辰仁

(公社) 岐阜県バス協会
専務理事
山田 芳喜

岐阜乗合自動車(株)
取締役 グループ管理部長
武藤 行儀

高富タクシー(有)
取締役社長
宮地 恭一

事務局 (企画財政課)

傍聴席

山口市公共交通会議設置要綱

平成20年5月22日

告示第53号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)の規定に基づく生活交通確保維持改善計画(以下「形成計画等」という。)の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、山口市公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、山口市高木1000番地1に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画等の策定及び変更に関する事。
- (4) 形成計画等の実施に関する事。
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長

- (2) 一般旅客自動車運送事業者
 - (3) 市民又は利用者の代表者
 - (4) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (6) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
 - (7) 道路管理者又はその指名する者
 - (8) 岐阜県公安委員会又はその指名する者
 - (9) 学識経験者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者
- (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。
- (報酬及び費用弁償)

第6条 委員に対する報酬及び費用弁償は、山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年山県市条例第37号)に定めるところにより支給するものとする。

(会長及び副会長)

第7条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は市長が指名する者を充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は委員のうちから会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。

- 2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監事は、会計監査の結果を交通会議の会議において報告する。

(交通会議の会議)

第9条 交通会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 招集を受けた委員がやむを得ない理由等により会議に出席できないときは、会議の開会までにその旨を会長に連絡した上で、代理者を出席させることができる。
この場合において、当該代理出席者を委員とみなす。

5 会議の議事は、出席委員の全員一致で決することを原則とするが、それが不可能なときは出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

7 委員の招集が困難である場合等にあつては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

8 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係ある者を会議に出席させ、説明若しくは助言を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第10条 協議事項の具体的な検討及び交通会議の運営に必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の幹事は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者のうちから、会長が指名する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、

当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第12条 交通会議の運営に関する事務を行うため、山口市企画財政課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、企画財政課長をもって充てる。

3 事務局員は、企画財政課職員をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 交通会議の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の解散等)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(山口市自主運行バス懇話会設置要綱の廃止)

2 山口市自主運行バス懇話会設置要綱(平成16年山口市告示第45号)は、廃止する。

附 則(平成22年6月17日告示第58号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第35号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月29日告示第31号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月10日告示第146号)

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

附 則(平成25年6月3日告示第86号)

この告示は、平成25年6月3日から施行する。

附 則(平成27年6月1日告示第81号)

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

山県市公共交通会議財務規程

平成24年7月10日
決定

(趣旨)

- 第1条 この規程は、山県市公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、山県市公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第2条 交通会議の予算は、山県市からの負担金、国の補助金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費を歳出とする。
- 2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、交通会議に諮るものとする。
- 4 会長は、前項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに山県市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。
- 2 前項の既定により、補正予算が交通会議の承認を得たときには、前条第4項の規定を準用する。

(予算の区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第5条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直後の交通会議においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

- 第6条 交通会議の出納は会長が行う。
- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

- 第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。
- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務を

つかさどる。

（収入及び支出の手続）

第 8 条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、山県市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（１）予算整理簿

（２）前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第 9 条 会長は、毎年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を受けるものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第 8 条に規定する監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに山県市長に送付しなければならない。

（委任）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 24 年 7 月 10 日から施行する。

別表第 1 （第 4 条第 1 項）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第 2 （第 4 条第 2 項）

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

平成28年度 山県市公共交通会議 委員名簿

平成28年6月17日現在

委員区分		役職	団体		氏名	備考
1号	副市長	会長	市	副市長	宇野 邦朗	
2号	一般旅客自動車運送事業者		岐阜乗合自動車株式会社	取締役 グループ管理部長	武藤 行儀	
			高富タクシー有限会社	取締役社長	宮地 恭一	
			公益社団法人岐阜県バス協会	専務理事	山田 芳喜	
3号	市民又は利用者の代表者		市自治会連合会	会長 (高富地区)	田上 隆	
		監事	市自治会連合会	副会長 (伊自良地区)	高橋 信夫	
			市自治会連合会	副会長 (美山地区)	山口 徳男	
			市老人クラブ連合会女性部	部長	佐野 絹代	
			市交通安全女性連絡協議会	会長	恩田 節子	
			市PTA連合会	PTA会員代表	三島 由望	
4号	岐阜運輸支局		中部運輸局岐阜運輸支局	首席運輸企画 専門官	日比野 和仁	
5号	労組等代表		岐阜乗合自動車労働組合	執行委員長	鷺見 高志	
6号	岐阜県		都市建築部都市公園整備局公共交通課	課長	大城戸 克之	
7号	道路管理者		岐阜土木事務所施設管理課	課長	早崎 辰仁	
			市建設課	課長	長野 裕	
8号	公安委員会		山県警察署交通課	課長	堀内 正樹	
9号	学識経験者	副会長	関西大学環境都市工学部都市システム 工学科	教授	秋山 孝正	
10号	市長が必要と認める者	副会長	市社会福祉協議会	会長	丹羽 英之	

【事務局】

 : 変更箇所

企画財政課長	久保田 裕司
〃 主幹	柴田 広志
〃 係長	高橋 豊和
〃 主事	棚村 湧太

平成27年度 山県市公共交通会議歳入歳出決算書

1 歳入

単位：円

科目			予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減額 (B-A)	説明
款	項	目				
2	国庫補助金		4,644,000	4,644,000	0	
	1	国庫補助金	4,644,000	4,644,000	0	
		1 国庫補助金	4,644,000	4,644,000	0	平成27年度地域公共交通 確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業 (計画策定事業))
3	繰越金		138	138	0	
	1	繰越金	138	138	0	
		1 繰越金	138	138	0	
4	諸収入		0	7	7	
	1	預金利子	0	7	7	
		1 預金利子	0	7	7	預金利子
合計			4,644,138	4,644,145	7	

2 歳出

単位：円

科目			予算額 (A)	決算額 (B)	予算残額 (A-B)	説明
款	項	目				
2	事業費		4,644,000	4,644,000	0	
	1	事業費	4,644,000	4,644,000	0	
		1 事業費	4,644,000	4,644,000	0	地域公共交通網形成計画策 定調査業務 4,644,000円
3	予備費		138	0	138	
	1	予備費	138	0	138	
		1 予備費	138	0	138	
合計			4,644,138	4,644,000	138	

歳入歳出差引残額 145円は、平成28年度へ繰り越す。

(歳入決算額 4,644,145円－歳出決算額 4,644,000円＝歳入歳出差引残額 145円)

上記のとおり相違ないことを確認いたしました。

平成28年5月18日

監事 高橋信夫

平成28年度 山口市公共交通会議歳入歳出予算書(案)

1 歳入

単位：円

科目			予算額	説明
款	項	目		
3	繰越金		145	
	1	繰越金	145	
		1 繰越金	145	
合計			145	

2 歳出

単位：円

科目			予算額	説明
款	項	目		
3	予備費		145	
	1	予備費	145	
		1 予備費	145	
合計			145	

※ 各科目間の予算は、相互に流用できるものとする。

参考 市予算直接執行分

一般会計 総務費 総務管理費

網形成計画推進事業 1,820千円

(網形成計画策定委託)

平成 28 年 6 月 27 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	山県市公共交通会議	
住 所	岐阜県山県市高木1000番地1	
代 表 者 氏 名	会長 宇野 邦朗	印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成 28 年 6 月 27 日
（協議会名称）山縣市公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称	
山縣市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
(1) 事業の目的 本市は、岐阜市の北側に隣接し、JR 岐阜駅及び名鉄岐阜駅から約 9～34 キロメートルと南北に広範に広がっている。本市の地勢は、山地丘陵部が多く、北端の日永岳を最高峰として枝状の山地・過疎地と、長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いの平たん地・都市部で構成されており、地区によって地理的条件が大きく異なっている。 また、本市には鉄道がなく、自動車を利用できない市民にとっては、バスが買い物や通院などの日常生活になくてはならない交通手段となっている。しかし、バス停から離れた集落が各地に点在しており、このような公共交通不便地区の解消が課題となっている。 そのため、公共交通不便地区を解消し、買い物や通院などの利用者ニーズを反映した生活交通を確保することを目的として、地域公共交通確保維持事業に取り組むものである。	
(2) 事業の必要性 利用者ニーズにあった効率的な運行を実施するためには、各地区の地域特性にあった公共交通サービスが必要であることから、以下のようにフィーダー路線を確保する。 [ハーバス大桑線・伊自良線] ・ 幹線路線への接続 ・ 乗り継ぎ利便性の向上 ・ 集落を経由するルートへの変更	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
・ 1 便あたりの乗車人数	ハーバス大桑線 : 3.1 人/便 ハーバス伊自良線 : 3.1 人/便
・ 利用者 1 人あたりの運行経費	ハーバス大桑線 : 1,480 円/人 ハーバス伊自良線 : 1,630 円/人
(2) 事業の効果	
ハーバス大桑線、伊自良線の運行ルートの変更による効果 ・ 自宅から停留所の距離が近くなることによる利便性の向上	

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

①路線図：別添

②予定している時刻表・運行期間

- ・時刻表：別添
- ・運行期間：平成 28 年 10 月 1 日から

③運送事業者の決定方法

運行安全性、環境配慮、緊急時の対応能力や、営業所位置、キロ当たり経常費用等から総合的に判断し決定する。

④地域内フィーダー系統の補足資料

- ・ハーバス大桑線・ハーバス伊自良線は、「岐北厚生病院前」にて、地域間幹線系統である岐北線・岐阜板取線等に接続している。
- ・幹線である既存交通や地域間幹線系統と、支線である地域内フィーダー系統との役割分担が明確化されており、地域全体の交通ネットワークを形成するものとして整合を図っている。
- ・ハーバス大桑線・ハーバス伊自良線においては運行ダイヤ及び経路の見直しを実施し、バス交通のサービスレベルの見直しを図っている。

⑤運送事業者を選定した経緯：

- 平成 15 年の合併以前から、以下の理由により岐阜乗合自動車株式会社を選定している。
- ・市内に営業所を有する唯一の運行会社であり、市内の地理に最も精通していると考えられること。
 - ・営業路線の廃止代替路線であること。
 - ・事業規模、過去の実績から、運行安全性、環境配慮、緊急時の対応能力等において優れていると考えられること。
 - ・運行欠損額算出上の運行経費を、交渉により低額（キロ当たり経常費用 299 円（岐阜板取線を除く）、国東海標準 361.31 円）に抑えていること。
 - ・同社他市路線の営業収益を当市自主運行バスにも按分されることから、欠損額を低く抑えられること。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付

なお、市から運行事業者への補助金は運行経費から国庫補助額を控除した額としている。

5. 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

※ 該当なし

6. 別表 4 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

※ 該当なし

7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付

8. 車両の取得に係る目的・必要性
※ 該当なし
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
※ 該当なし
11. 協議会の開催状況と主な議論
平成 24 年度 ・ 第 1 回 (H24. 7. 10) 山県市公共交通会議設置要綱の改正について 平成 24 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)について ・ 第 2 回 (H24. 8. 7) 10 月 1 日実施予定の路線廃止・ダイヤ改正について ・ 第 3 回 (H25. 2. 5) 各種調査(アンケート・ヒアリング)結果について 第 1 回市民検討会結果について ・ 第 4 回 (H25. 3. 26) 第 2 回市民検討会結果について 山県市公共交通計画(案)について 平成 25 年度 ・ 第 1 回 (H25. 6. 3) 山県市公共交通会議設置要綱の改正について 山県市公共交通総合連携計画(案)について ・ 第 2 回 (H25. 8. 8) 山県市公共交通総合連携計画の策定について 山県市生活交通ネットワーク計画の策定について 山県市地域協働推進事業計画の策定について 10 月 1 日実施予定の路線変更・ダイヤ改正について ・ 書面 (H25. 10) 平成 25 年度予算、地域協働推進事業業務委託について ・ 第 3 回 (H26. 2. 27) 4 月 1 日実施予定の路線変更・ダイヤ改正について 平成 26 年度 ・ 第 1 回 (H26. 6. 27) 山県市生活交通ネットワーク計画の策定について 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)の更新について 平成 26 年度地域協働推進事業業務委託について ハーバス 3 線+岐北線神崎系統後期高齢者・障がい者・子ども(小学生)運賃免除について 岐北線徳永ロー箆賀・ハーバス乾線徳永一箆賀間ルート変更について ・ 書面 (H27. 2) 岐阜乗合自動車(株)作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて 平成 27 年度 ・ 第 1 回 (H27. 6. 29) 山県市公共交通会議設置要綱の改正について ハーバス大桑線・伊自良線ルート変更、ダイヤ改正について 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について ハーバス乾線の今後について ・ 書面 (H27. 11) 市地域公共交通網形成計画策定調査業務について ・ 書面 (H28. 1) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について 岐阜板取線の路線変更について ・ 第 2 回 (H28. 2. 10) 岐阜乗合自動車(株)作成「土日祝日限定 1 日乗車券」対象路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて 岐北線美山中学校系統について 公共交通網形成計画策定調査事業中間報告、今後の方向性について

・第3回(H28.3.24)山県市公共交通網形成計画骨子の素案について 平成28年度 ・第1回(H28.6.27)地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について	
12. 利用者等の意見の反映	
・市民検討会、利用者ヒアリング調査、市民アンケート調査等により得られた市民や利用者の意見を反映して計画を作成した。	
13. 協議会メンバーの構成員	
副市長	副市長
一般旅客自動車 運送事業者	岐阜乗合自動車株式会社 高富タクシー有限会社 公益社団法人岐阜県バス協会
市民又は利用者 の代表者	市自治会連合会 市老人クラブ連合会女性部 市交通安全女性連絡協議会 市PTA連合会
岐阜運輸支局	中部運輸局岐阜運輸支局
労組等代表	岐阜乗合自動車株式会社労働組合
岐阜県	岐阜県都市建築部公共交通課
道路管理者	岐阜土木事務所施設管理課 市建設課
山県警察署	山県警察署交通課
学識経験者	関西大学環境都市工学部都市システム工学科教授
14. 利用促進に関する事項	
(1) 利用促進のための実施内容	
【公共交通ガイドブックの発行】 ・情報提供によりバスを普段利用しない方への利用促進を図るほか、日常的な利用者にも時刻等が簡単に確認できるようにすることで、利用の抵抗感をなくす。 【インターネットによる情報提供】(ハーバス大桑線・伊自良線・乾線) ・バスの遅れ時間などの運行状況を携帯電話・スマートフォン・パソコン等で確認できるサービスを提供し、利用者の満足向上と利用促進を図る。 ・自主運行バス全線の時刻等の情報を同一ホームページ内で検索できるように改善する。 【地域バス調整会議等の開催】 ・利用者や地域の住民を対象として、地域の公共交通の運行ルートや運行ダイヤを検討する調整会議等を実施し、マイバス意識を向上させ、利便性を向上させるとともに利用促進を図る。 ・運行計画の検討や利用促進等を行うための市民組織(地域運営組織)の設置を検討し、ボトムアップ型の公共交通づくりのための仕組みの構築を目指す。 【割引乗車券の発行】 ・市街地で複数の施設を訪れる利用者等への割高感や抵抗感を軽減するため、一日乗車券等の割引乗車券を発行し、利用促進を図る。 【車両の更新】(ハーバス大桑線・伊自良線) ・ノンステップバスを導入し、バス車両のバリアフリー化を図り、高齢者、障がい者等を含めたバス利用者の利便性向上を図る。 【バスヘルパー活動】 ・自主運行バスは、病院への通院や買い物に出掛けるお年寄りの利用が多いことから、バス乗降時のサポートや、車内での利用者への案内を行うボランティア活動を導入する。 【バスシェルターの設置】 ・バス停付近に大型スーパーなどがあり利用が高いバス停に雨風がしのげるようベンチ付きのバスシェルターを設置した。	

(2) 地域内フィーダー系統特例措置の対象となる系統の概要	
・ハーバス大桑線 ・ハーバス伊自良線	
(3) バス交通のサービスレベルの見直し内容	
【ハーバス大桑線】 平成 25 年 10 月実施 ・栢野地区の集落内に停留所を新設 ・斧田下組地区の集落内への乗り入れ 平成 26 年 4 月実施 ・平和堂高富店への乗り入れ 平成 27 年 10 月実施 ・イオンビッグ岐阜山県店への乗り入れ	
【ハーバス伊自良線】 平成 25 年 10 月実施 ・平井地区の集落内への乗り入れ ・伊自良長滝発着から伊自良湖口発着に変更 ・山県市役所発着から岐北病院前発着に変更 平成 26 年 4 月実施 ・平和堂高富店への乗り入れ 平成 27 年 10 月実施 ・イオンビッグ岐阜山県店への乗り入れ	
(4) 事業実施以前の状況を上回る数値目標又は効果目標	
年間利用者数	
・ハーバス大桑線	: 平成 29 年度 4,750 人 平成 30 年度 4,800 人 平成 31 年度 4,800 人
・ハーバス伊自良線	: 平成 29 年度 6,850 人 平成 30 年度 6,900 人 平成 31 年度 6,900 人

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	岐阜県山県市高木 1000 番地 1
(所 属)	山県市企画財政課
(氏 名)	高橋 豊和
(電 話)	0581-22-6825
(e-mail)	kikaku@city.gifu-yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

平成29年度

都道府県 （市区町 村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事 業に要する 国庫補助額 （千円）	国庫補助金 内定申請額 （千円）	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7及び別表9）			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件 （別表7のみ）
岐阜県	岐阜乗合自動車	(1) ハーバス大桑線	4,487.5	2,812.3		乗合バス型	①	岐北線「岐北厚生病 院前」にて接続	③
山県市	岐阜乗合自動車	(2) ハーバス伊自良線	6,592.5	4,131.6		乗合バス型	①	岐北線「岐北厚生病 院前」にて接続	③
合 計				6,943					
国庫補助金内定申請額（千円）（合計と国庫補助上限額を比べて少ない額）				6,943		国庫補助 上限額（千 円）		6,944	

（注）

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額（千円）」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位（百円単位）まで記載する。

2. 「国庫補助額内定申請額（千円）」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。

3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。

4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。

5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
岐阜県	岐阜乗合自動車	(1) ハーバス大桑線	4,473.0	2,813.0		乗合バス型	①	岐北線「岐北厚生病 院前」にて接続	③
山県市	岐阜乗合自動車	(2) ハーバス伊自良線	6,568.5	4,130.9		乗合バス型	①	岐北線「岐北厚生病 院前」にて接続	③
合 計				6,943					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,943		国庫補助 上限額(千 円)		6,944	

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。

2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。

3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。

4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。

5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
岐阜県	岐阜乗合自動車	(1) ハーバス大桑線	4,475.5	2,816.3		乗合バス型	①	岐北線「岐北厚生病 院前」にて接続	③
山県市	岐阜乗合自動車	(2) ハーバス伊自良線	6,559.5	4,127.6		乗合バス型	①	岐北線「岐北厚生病 院前」にて接続	③
合 計				6,943					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,943		国庫補助 上限額(千 円)		6,944	

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。

2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。

3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。

4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。

5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	岐阜乗合自動車株式会社	平成29年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業	自 家 用 有 償 旅 客 運 送				
	営業収益	4,009,562 千円	営業外収益	17,657 千円	経常収益(イ)	4,027,219 千円
	営業費用	4,021,831 千円	営業外費用	7,915 千円	経常費用(ロ)	4,029,746 千円
	営業損益	▲ 12,269 千円	営業外損益	9,742 千円	経常損益	▲ 2,527 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		11,299,824.9 km			経常収支率	99.93 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業	自 家 用 有 償 旅 客 運 送				
	営業収益	3,894,207 千円	営業外収益	7,329 千円	経常収益(イ')	3,901,536 千円
	営業費用	4,025,434 千円	営業外費用	9,485 千円	経常費用(ロ')	4,034,919 千円
	営業損益	▲ 131,227 千円	営業外損益	▲ 2,156 千円	経常損益	▲ 133,383 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		11,208,793.9 km			経常収支率	96.69 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業	自 家 用 有 償 旅 客 運 送				
	営業収益	3,921,966 千円	営業外収益	25,632 千円	経常収益(イ'')	3,947,598 千円
	営業費用	3,975,645 千円	営業外費用	14,708 千円	経常費用(ロ'')	3,990,353 千円
	営業損益	▲ 53,679 千円	営業外損益	10,924 千円	経常損益	▲ 42,755 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		11,151,395.6 km			経常収支率	98.92 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $(((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)) \div 2 = \text{d}$
東海	357円. 83銭	359円. 97銭	356円. 62銭	▲ 0.16 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ $\div$ ハ
東海	356円. 04銭	361円. 31銭	356円.04銭	356円.39銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) $\div$ チ=ル	計画実車走行キ ロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ					
東海	1	ハーバス大桑 線	大桑雉 洞	イオン・ 平和堂	山県市 役所	295 日	762.0 回	往 17.1km 復 17.1km	17.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	26,060.4km
	2	ハーバス伊自 良線	伊自良 湖口	平和 堂・イ オン・ グリーン	岐阜厚 生病院 前	295 日	1,106.5 回	往 17.6km 復 17.6km	17.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	38,948.8km
合計		系統						往 34.7km 復 34.7km	34.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		65,009.2km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ $\times$ ヲ以下の額:フ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常収 益の 見込額 ト $\times$ ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック市 区町村外乗入部分 以外に係るもの ヨ $\times$ ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ $\times$ 1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナの うちいずれか 少ないほうの 額) ラ
東海	1	9,278,544 円	11円. 63銭	303,082 円	8,975,462 円	8,975,462 円	8,975千円	4,487.5 千円		
	2	13,867,330 円	17円. 51銭	681,993 円	13,185,337 円	13,185,337 円	13,185千円	6,592.5 千円		
合計		23,145,874 円		985,075 円	22,160,799 円	22,160,799 円	22,160 千円	11,080 千円	6,944千円	6,944 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヲーカ＝ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	8,975,462 円										
	2	13,185,337 円										
合計		22,160,799 円	15,216,799 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表27)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(り)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	岐阜乗合自動車株式会社	平成30年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業	自 家 用 有 償 旅 客 運 送				
	営業収益	4,009,562 千円	営業外収益	17,657 千円	経常収益(イ)	4,027,219 千円
	営業費用	4,021,831 千円	営業外費用	7,915 千円	経常費用(ロ)	4,029,746 千円
	営業損益	▲ 12,269 千円	営業外損益	9,742 千円	経常損益	▲ 2,527 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		11,299,824.9 km			経常収支率	99.93 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業	自 家 用 有 償 旅 客 運 送				
	営業収益	3,894,207 千円	営業外収益	7,329 千円	経常収益(イ')	3,901,536 千円
	営業費用	4,025,434 千円	営業外費用	9,485 千円	経常費用(ロ')	4,034,919 千円
	営業損益	▲ 131,227 千円	営業外損益	▲ 2,156 千円	経常損益	▲ 133,383 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		11,208,793.9 km			経常収支率	96.69 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業	自 家 用 有 償 旅 客 運 送				
	営業収益	3,921,966 千円	営業外収益	25,632 千円	経常収益(イ'')	3,947,598 千円
	営業費用	3,975,645 千円	営業外費用	14,708 千円	経常費用(ロ'')	3,990,353 千円
	営業損益	▲ 53,679 千円	営業外損益	10,924 千円	経常損益	▲ 42,755 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		11,151,395.6 km			経常収支率	98.92 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $(((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)) \div 2 = \text{d}$
東海	357円. 83銭	359円. 97銭	356円. 62銭	▲ 0.16 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ $\div$ ハ
東海	356円. 04銭	361円. 31銭	356円.04銭	356円.39銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) $\div$ チ=ル	計画実車走行キ ロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ					
東海	1	ハーバス大桑 線	大桑雉 洞	イオン・ 平和堂	山県市 役所	294 日	759.5 回	往 17.1km 復 17.1km	17.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	25,974.9km
	2	ハーバス伊自 良線	伊自良 湖口	平和 堂・イ オン・ グリーン	岐阜厚 生病院 前	294 日	1,102.5 回	往 17.6km 復 17.6km	17.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	38,808.0km
合計		系統						往 34.7km 復 34.7km	34.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		64,782.9km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 $\text{ヘ} \times \text{ヲ}$ 以下の額:フ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常収 益の 見込額 $\text{ト} \times \text{ヲ}$ 以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 $\text{ワ} - \text{カ} = \text{ヨ}$	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック市 区町村外乗入部分 以外に係るもの $\text{ヨ} \times \text{ル} = \text{ソ}$	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 $\text{ツ} \times 1/2 = \text{ネ}$	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナの うちいずれか 少ないほうの 額) ラ
東海	1	9,248,103 円	11円. 63銭	302,088 円	8,946,015 円	8,946,015 円	8,946千円	4,473. 千円		
	2	13,817,200 円	17円. 51銭	679,528 円	13,137,672 円	13,137,672 円	13,137千円	6,568.5 千円		
合計		23,065,303 円		981,616 円	22,083,687 円	22,083,687 円	22,083 千円	11,042 千円	6,944千円	6,944 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヲーカ＝ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	8,946,015 円										
	2	13,137,672 円										
合計		22,083,687 円	15,139,687 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表27)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(り)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	岐阜乗合自動車株式会社	平成31年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業	自 家 用 有 償 旅 客 運 送				
	営業収益	4,009,562 千円	営業外収益	17,657 千円	経常収益(イ)	4,027,219 千円
	営業費用	4,021,831 千円	営業外費用	7,915 千円	経常費用(ロ)	4,029,746 千円
	営業損益	▲ 12,269 千円	営業外損益	9,742 千円	経常損益	▲ 2,527 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		11,299,824.9 km			経常収支率	99.93 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業	自 家 用 有 償 旅 客 運 送				
	営業収益	3,894,207 千円	営業外収益	7,329 千円	経常収益(イ')	3,901,536 千円
	営業費用	4,025,434 千円	営業外費用	9,485 千円	経常費用(ロ')	4,034,919 千円
	営業損益	▲ 131,227 千円	営業外損益	▲ 2,156 千円	経常損益	▲ 133,383 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		11,208,793.9 km			経常収支率	96.69 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業	自 家 用 有 償 旅 客 運 送				
	営業収益	3,921,966 千円	営業外収益	25,632 千円	経常収益(イ'')	3,947,598 千円
	営業費用	3,975,645 千円	営業外費用	14,708 千円	経常費用(ロ'')	3,990,353 千円
	営業損益	▲ 53,679 千円	営業外損益	10,924 千円	経常損益	▲ 42,755 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		11,151,395.6 km			経常収支率	98.92 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $(((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)) \div 2 = \text{d}$
東海	357円. 83銭	359円. 97銭	356円. 62銭	▲ 0.16 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ $\div$ ハ
東海	356円. 04銭	361円. 31銭	356円.04銭	356円.39銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) $\div$ チ=ル	計画実車走行キ ロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ					
東海	1	ハーバス大桑 線	大桑雉 洞	イオン・ 平和堂	山県市 役所	294 日	760.0 回	往 17.1km 復 17.1km	17.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	25,992.0km
	2	ハーバス伊自 良線	伊自良 湖口	平和 堂・イ オン・ グリーン	岐阜厚 生病院 前	294 日	1,101.0 回	往 17.6km 復 17.6km	17.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	38,755.2km
合計		系統						往 34.7km 復 34.7km	34.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		64,747.2km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ $\times$ ヲ以下の額:フ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常収 益の 見込額 ト $\times$ ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック市 区町村外乗入部分 以外に係るもの ヨ $\times$ ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ $\times$ 1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナの うちいずれか 少ないほうの 額) ラ
東海	1	9,254,191 円	11円. 63銭	302,286 円	8,951,905 円	8,951,905 円	8,951千円	4,475.5 千円		
	2	13,798,401 円	17円. 51銭	678,603 円	13,119,798 円	13,119,798 円	13,119千円	6,559.5 千円		
合計		23,052,592 円		980,889 円	22,071,703 円	22,071,703 円	22,070 千円	11,035 千円	6,944千円	6,944 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヲーカ＝ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	8,951,905 円										
	2	13,119,798 円										
合計		22,071,703 円	15,127,703 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表27)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(り)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	山縣市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	29,629
交通不便地域	9,250

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,612	旧美山町	過疎地域自立促進特別措置法
1,638	旧上伊自良村	山村振興法

国庫補助上限額の算定

対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
29,629	財政力指数0.5未満 対象人口29,629人×150円＋250万円	6,944,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)